

活性炭納入仕様書

1. 件 名 水道用粉末活性炭

2. 予定数量 1,000kg

3. 規 格 下記の要件を満たすもの。

(1) 品質

この規格に定める水道用粉末活性炭は、木質系のものを原料とし、水蒸気賦活法により製造されたもので、品質は以下のとおりとする。

フェノール価	25以下
ABS価	50以下
メチレンブルー脱色力	150ml/g以上
よう素吸着性能	900mg/g以上
pH値（1%懸濁液の浸出液）	4～11
塩化物イオン	0.5%以下
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	900 μ S/cm以下
乾燥減量	50%以下
ふるい残分（ふるい目開き75 μ m）	10%以下

(2) 水道法第5条第4項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日厚生省令第15号）第1条第16号別表第一における基準に適合すること。なお、最大注入率は水分50%の粉末活性炭に換算した値で100mg/lとする。

(3) 評価方法

規格の(1)は「JWWA K113:2005-2 水道用粉末活性炭」に、規格の(2)は最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課）に基づくものとする。

4. 提出物

納入業者は、下記の(1)又は(2)を水道局（納入場所）に提出すること。なお、水道局においては、納入製品を抽出し規格の検査を行うことがある。

(1) (公社)日本水道協会の薬品認証登録を受けている場合

1) 認証登録証（納入期限まで有効であること）の写し

2) 製品の試験成績表（3. 規格(1)及び(2)に適合したもの）

自社又は第三者検査機関（水道法第20条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事業所、(公社)日本水道協会品質認証センター）で実施した成績表。

3) 納入する製品と同一のサンプル（500g程度を2本）

(2) 上記(1)以外の場合

1) 製品の試験成績表（3. 規格(1)及び(2)に適合したもの）

契約日前1年以内に実施された第三者検査機関（水道法第20条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事業所）発行のものに限る。

2) 納入する製品のと同一サンプル（500g程度を2本）

5. 品質の保証

水道局において上記サンプルの他、納入時に製品を抽出し検査を行うことがある。また、履行期間中に納入する製品と同一ロットのサンプルの再提出を求めることがあり、請求があった場合は速やかに提出すること。検査の結果、水道局が不合格と認めた場合、納入業者は速やかに本仕様に適合した製品を納入しなければならない。

6. 納入場所 南畑調整池（那珂川市大字市ノ瀬 1131-2）

7. 契約方法
総価契約

8. 履行期間
契約締結日から令和 7 年 12 月 15 日まで

9. 契約不適合責任期間
1 年

10. 納入の方法
（1）Wet 重量 10 k g 詰めのものとする。
（2）道路交通法及びその他の関係法令を遵守すること。
（3）納入日時及び納入方法は、事前に高宮浄水場係員と打ち合わせる事。
（4）納入の際、使用済み空袋を回収すること。

11. 安全管理
労働安全衛生法等関係法令規則の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生等の防止に努めること。

12. その他
（1）契約後は納入日等について、担当課職員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
（2）仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、水道局及び納入業者協議のうえこれを定める。

13. 発注担当課 高宮浄水場 田上（[TEL:092-521-6938](tel:092-521-6938)）